

生駒市条例第 1 1 号

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

生駒市都市公園条例（昭和 4 5 年 3 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を「第 1 章 総則（第 1 条）
第 1 章の 2 都市公園及び公園施設の設置基準（第 2 条—第 2 条の 4）」に改める。

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 1 章の 2 都市公園及び公園施設の設置基準

第 2 条を次のように改める。

（市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 2 条 本市の区域内の都市公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、1 2 平方メートル以上とし、本市の市街地の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、1 0 平方メートル以上とする。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 2 条の 2 市長は、次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他都市公園法施行令（昭

和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。)第 6 条第 1 項で定める特別の場合においては、次条で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第 2 条の 4 令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として前条本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条本文又は前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前条本文又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。